

9/19 朝日



他国防衛違憲の疑惑

安全保障関連法の大きな論点の一つは、歴代政権が

「違憲」としてきた他国を武力で守る集団的自衛権の行使を容認したことだ。

安保法は「日本と密接な他国が武力攻撃され、国の存立が脅かされ、日本国民の生命、権利が根底から覆される明白な危険がある事態」を「存立危機事態」と位置付けて、「他に適当な手段がない」「必要最小限度の実力行使」なら、集団的自衛権の行使は憲法上認められるとした。

安保法の主な内容

PKOなどで武器使用活動を拡大

「邦人救出」の新設

「平時の米艦防護」新設

他国軍の戦闘への支援拡大

集団的自衛権の行使容認

断次第で拡大する。

歴代政権は戦争放棄や戦力不保持をうたう憲法九条のもと、武力行使が許されるのは「日本が直接攻撃された場合のみ」と説明してきた。その判断を安倍政権は変えた。安保法は、日本が攻撃されていないのに武力行使できる。「憲法違反」との指摘は消えない。

安保法が違憲だとする訴訟は全国で相次いでいる。安倍政権は、集団的自衛権の行使を可能にした理由の一つとして「日米同盟を強化すること」で、日本の抑止力を高めるためだと主張している。

中国の軍艦が六月、沖縄県の尖閣諸島周辺の接続水域に初めて入り、鹿児島沖の領海を通過した。八月には尖閣諸島の領海に中国の公船と漁船が初めて同時に侵入した。



安倍政権は、日本に危険がある場合の「限定的な武力行使だ」と主張する。だが、どのような状況を「明白な危険がある」とするかは、政権が判断する。「限定」の範囲は不明確で、判定

(金杉貴雄) = おわり

だが、安保法成立後も、北朝鮮や中国の軍事的挑発がやまず、むしろ加速している。北朝鮮は今年だけで二度の核実験を強行。安保法が施行された三月以来だけで二十一発の弾道ミサイルを発射した。

政府は集団的自衛権をどう行使するか、米軍と共に計画の作成を始めた。だがそれは憲法に反しているのではないか。本当に国民の安全のためのものなのか。疑惑は消えていない。